根室市教育委員会規則第３号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会規則第３号

根室市立学校管理規則の一部を改正する規則

根室市立学校管理規則（昭和49年根室市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項の表中

「

小学校	教務主任	３学級以上の場合に置く。
	学年主任	同学年の児童で編制する学級の数が２以上である学年ごとに置く。
	保健主事	
中学校	教務主任	３学級以上の場合に置く。
	学年主任	同学年の生徒で編制する学級の数が２以上である学年ごとに置く。
	生徒指導主事	３学級以上の場合に置く。
	進路指導主事	
	保健主事	

」

を「

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	教務主任	３学級以上の場合に置く。
	学年主任	同学年の児童で編制する学級の数が２以上である学年ごとに置く。
	保健主事	
	研修主事	校長が必要と認める場合に置く。
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	教務主任	３学級以上の場合に置く。
	学年主任	同学年の生徒で編制する学級の数が２以上である学年ごとに置く。
	生徒指導主事	３学級以上の場合に置く。

	進路指導主事	
	保健主事	
	研修主事	校長が必要と認める場合に置く。

」

に改め、同条に次の１項を加える。

９　研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校管理規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。